

生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模
に関する条例制定について（報告）

平成 30 年 12 月 10 日（月）

生産緑地法改正に伴う生産緑地地区の規模 に関する条例制定について（報告）

（１）生産緑地地区の概要

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域である。

○指定の要件

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 二 500 m²以上の規模の区域であること。
- 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

○指定状況

513地区 約73ha （平成30年1月1日現在）

（２）背景

都市内の農地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものであるとともに、災害時の避難地としての役割も担っており、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっている。

都市農業については、都市農業振興基本法制定(平成27年)により、都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全等の基本理念の下、都市の農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に政策転換された。

（３）経過

平成27年4月 都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした「都市農業振興基本法」（以下「基本法」）が制定

平成28年5月 基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画として、基

本法を踏まえたうえで、「都市農業振興基本計画」を策定
都市農地の位置づけを、これまでの「宅地化すべきもの」
から、都市に「あるべきもの」に大きく転換し、計画的に
農地を保全していくこととされた。

平成 29 年 5 月 都市緑地法等の一部を改正する法律の公布に伴い、生産緑地法が改正

平成 30 年 6 月 国の都市農業振興基本計画を基本とし、大阪市内全域で営まれる農業を都市農業と定義し、「大阪市都市農業振興基本計画」（以下「基本計画」）を策定。

（４）生産緑地法の改正内容

①生産緑地地区の面積要件の引下げ

生産緑地法第 3 条による面積要件である 500 m²以上を、条例で 300 m²以上 500 m²未満の一定の規模以上の区域とすることができる。

②生産緑地地区における建築規制の緩和（直売所等を可能に）

生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加。

③特定生産緑地制度の創設

生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。

指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後」から、10 年延期される。10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる。

（５）大阪市都市農業振興基本計画の概要

○基本方針

基本計画においては、都市農業の多様な機能を発揮するための必要条件として、都市農業の担い手が確保され、また都市農業のための利用が継続される土地が確保・保全される必要があり、この「担い手の確保」及び「土地の確保」の 2 つの観点から新たな施策の方向性が示された。

本市においても、基本計画に即した「担い手の確保」及び「土地の確保」の 2 つの観点から農業施策に取り組む。

①担い手の確保

・都市農業の振興

農業技術や農業経営に関する知識の習得支援

農業・農地に関する情報の発信による理解醸成

- ・認定農業者の創出
認定農業者を創出し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成
- ・産地ブランドの推進
「大阪市なにわの伝統野菜」をはじめとした市内産農産物を普及促進
生産者と外食・加工食品事業者等の連携を強化
- ・食農連携の推進
食関連事業者と市内農業者とのマッチング
市内産農産物等を使用した新商品やメニューの開発支援
- ・安全・安心な農産物の推進
大阪エコ農産物認証制度を推進

②土地の確保

- ・生産緑地制度の活用
条例制定により、区域規模を、500 m²から 300 m²へ引き下げることをめざす
防災協力農地登録制度の推進などにより、農地の活用を図る
- ・都市農園の推進
農業者と農園運営を検討する事業者が連携する機会を創出
- ・農福連携の推進
農業と福祉が連携した水耕栽培や野菜工場等の事業を支援
- ・水源対策事業
安定的に農業用水を確保するための支援

(6) 生産緑地法改正に対する本市の対応

基本計画に基づき、国の基本理念に沿って、都市農業に利用される「土地の確保」の方針の下、取組みを進めることとしており、本市域の農地保全のため、大阪市生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件を定める条例を制定し、生産緑地地区の面積要件を 300 m²以上に緩和する。

また、改正により創設された特定生産緑地制度についても、来年度以降、指定に向けて手続きを進める。

(7) 今後のスケジュール

平成 30 年 9 月 28 日 公布

平成 31 年 4 月 1 日 施行 (予定)